

国民健康保険税条例改正の結果について

1 改正内容について

(1) 基礎課税限度額の引き上げ

ア 国民健康保険税の基礎課税限度額を、54万円から58万円に改める。

区 分	現 行	改 定	差
基礎課税分（医療分）	54万円	58万円	4万円
後期高齢者支援金等分	19万円	19万円	なし
介護納付金分	16万円	16万円	なし
合 計	89万円	93万円	4万円

イ 施行期日 平成31年4月1日（平成31年度課税分から適用）。

(2) 被保険者均等割額及び所得割額の引き上げ

ア 所得割税率及び均等割額を次のとおり改める。

区 分	項 目	現 行	改 定	差	改定率
基礎課税分 （医療分）	所得割税率	7.35%	7.35%	—	—
	均等割額	21,800円	23,300円	1,500円	1.07
後期高齢者 支援金等分	所得割税率	2.20%	2.20%	—	—
	均等割額	6,400円	7,300円	900円	1.14
介護納付金分	所得割税率	1.40%	2.00%	0.60%	1.43
	均等割額	9,000円	10,200円	1,200円	1.13

合計 <40歳以上65歳未満の被保険者>

区 分	項 目	現 行	改 定	差	改定率
基礎課税分、支援 金等分及び介護 納付金分の合計	所得割税率	10.95%	11.55%	0.60%	1.05
	均等割額	37,200円	40,800円	3,600円	1.10

合計 <上記以外の被保険者>

区 分	項 目	現 行	改 定	差	改定率
基礎課税分及び 支援金等分の合計	所得割税率	9.55%	9.55%	—	—
	均等割額	28,200円	30,600円	2,400円	1.09

イ 施行期日 平成31年4月1日（平成31年度課税分から適用）。

(3) 均等割額の引き上げに伴う均等割額の軽減額の引き上げ

ア 総所得金額等の合算額が一定の額を超えない世帯に対する均等割額の減額措置を拡充。

① 均等割額の軽減額（基礎課税分、支援金等分及び介護納付金分の合計）

7割軽減	現行	改定	差
均等割額（軽減前）	37,200円	40,800円	3,600円
軽減額（7割）	▲26,040円	▲28,560円	▲2,520円
均等割額（軽減後）	11,160円	12,240円	1,080円

5割軽減	現行	改定	差
均等割額（軽減前）	37,200円	40,800円	3,600円
軽減額（5割）	▲18,600円	▲20,400円	▲1,800円
均等割額（軽減後）	18,600円	20,400円	1,800円

2割軽減	現行	改定	差
均等割額（軽減前）	37,200円	40,800円	3,600円
軽減額（2割）	▲7,440円	▲8,160円	▲720円
均等割額（軽減後）	29,760円	32,640円	2,880円

② 軽減対象となる世帯の所得基準額（変更ありません）

7割軽減 33万円以下

5割軽減 33万円+27万5千円×被保険者等の数 以下

（1人の場合=605,000円以下 2人の場合=880,000円以下）

2割軽減 33万円+50万円×被保険者数 以下

（1人の場合=830,000円以下 2人の場合=1,330,000円以下）

イ 施行期日 平成31年4月1日（平成31年度課税分から適用）。

2 国保財政の赤字削減について

本市では、平成30年3月に「川越市国民健康保険赤字解消・削減計画書」を策定し、計画期間中（平成30年度から平成35年度）に解消・削減すべき赤字額を、年間平均約15億円、計画期間の最終年度の平成35年度では、約17億円と見込んでおります。

国民健康保険は、赤字の削減による財政の健全化が求められている一方、国からは、被保険者への負担が急激なものにならないよう激変緩和への配慮が求められております。

このようなことから、同計画書では、平成28年度の決算補填目的の法定外一般会計繰入金である8億円と、計画期間中に見込まれる解消・削減すべき赤字額

の平均である15億円との平均額、11億円を赤字削減の目標額といたしました。

このうち、保険税設定の見直しでは、税率等の改定により、計画期間中に9億円の赤字削減を3回に分けて行うこととし、平成31年度には3億円の赤字を削減することとしております。

3 改定による赤字削減見込み額について

赤字削減見込み額の合計 **317,117千円** (①+②)

① 税収の増額 **269,506千円**

・ 限度額の改定 35,201千円

・ 均等割額及び所得割額の改定 234,305千円

② 繰入金の増額 **47,611千円**

・ 均等割の軽減額の改定 47,611千円

※均等割の軽減による減収分は、全額が法定繰入である保険基盤安定繰入金で補てんされる。

保険基盤安定繰入金の財源内訳

・ 4分の3相当額・・・県の負担金

・ 4分の1相当額・・・市の負担分（地方交付税交付金の基準財政需要額に算入）